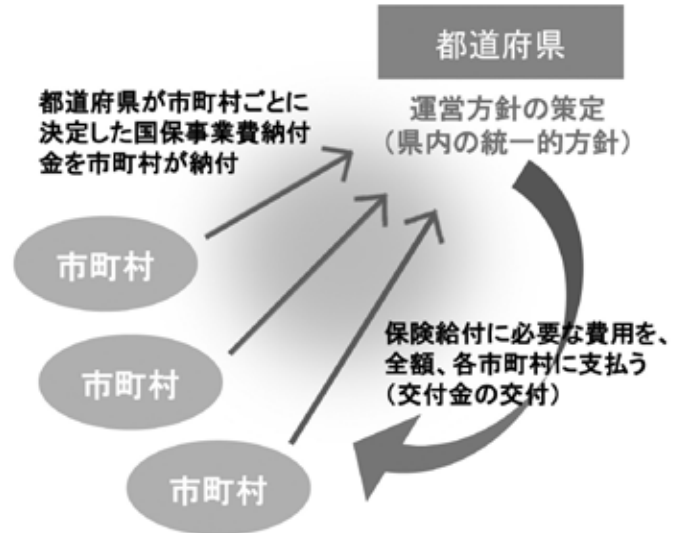


国民健康保険制度改正による変更点

県と町の役割

県の主な役割
・ 財政運営の責任主体
・ 国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
・ 市町村ごとの標準的な保険料（税）率を算定し公表
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い

市町村の主な役割
・ 国保事業費納付金を県に納付
・ 被保険者証の発行
・ 標準保険料率等を参考に保険料（税）率を決定
・ 保険料（税）率の賦課・徴収
・ 保険給付の決定、支給



主な変更点

都道府県が国保の保険者になることで、加入者（被保険者）のみなさんに関する変更点等

●加入者の資格管理

同一都道府県内で引っ越した場合は、国民健康保険の資格は継続します。

平成 30 年 3 月 まで	平成 30 年 4 月 から
県内に引っ越した場合、これまで住んでいた市町村の国保を脱退（資格喪失）し、引っ越し先の市町村で改めて国保に加入（資格取得）します。 ※国保の資格が継続しません。	県内の他市町村に引っ越した場合でも、国保資格の喪失や取得は生じず、国保資格が継続します。 ※被保険者証（保険証）は新しくなるため、国保窓口での手続きは必要です。

●高額療養費の多数回数該当の通算方法

平成 30 年 3 月 まで	平成 30 年 4 月 から
県内の他市町村に引っ越した場合、該当回数は引き継がれません。 ※引っ越し前の該当回数がりセットされます。	県内の他市町村に引っ越した場合でも、該当回数が引き継がれます。 ※引っ越し前の該当回数も含めて通算されます。 ※引っ越し前と世帯構成が同じなどの条件があります。

●各種届出などの手続きや保険税の納付先

これまでと変わらず、町民税務課の窓口になります。また、医療機関への受診方法も変わりません。